

令和4年8月

農 業 委 員 会  
総 会 議 事 録

令和4年8月5日  
武雄市農業委員会

令和4年8月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和4年8月5日（木）  
（開会）13時30分 （閉会）14時30分

2. 場 所 武雄市文化会館 中集会室A

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
なし

5. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 6件  
 議案第2号 農地法第4・5条及び農地法第5条の規定による許可申請 7件  
 議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）  
 議案第4号 武雄市非農地証明願 5件

6. 議事内容 以降記載

---

《開会》

---

事務局長 それでは、ただ今から令和4年8月の農業委員会「総会」を始めていきたい  
 と思います。本日は、農業委員全員出席で、農業委員会等に関する法律第2  
 7条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。  
 それでは会長、よろしくお願ひします。

会 長 （農業情勢等の報告等については省略）

ただ今から、令和4年8月の武雄市農業委員会総会を開会します。  
今回は、議案第1号から第4号までの審議をお願いします。  
本日の議事録署名人に、5番 松尾隆博委員、14番 永石芳彦委員を  
指名します。  
それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 7月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

会長 それでは、議案第1号を議題とします。  
農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されています。  
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第1号についてご説明させていただきます。  
資料につきましては、議案書の1ページからになります。

まず、申請番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。  
〇〇町の畑1筆。計11㎡。譲渡人が高齢のため、耕作・管理ができない。譲  
受人が「親戚であり、隣接する畑を所有しており管理がしやすい。」というこ  
とで申請が提出されています。農地の価格は、1筆〇〇万円です。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田4筆合わせて8025㎡。  
譲受人が「25年程前から〇〇氏に耕作してもらっているため、無償で贈与  
したい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は発生していま  
せん。

申請番号3番につきまして、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町にあ  
ります、畑1筆の66㎡です。譲渡人が「地区所有の土地を処分したい。譲受  
人は、自宅に近く、管理しやすい。ということで申請が提出されています。  
農地の価格は農地以外の土地も一緒に購入されているため価格は不明であり  
ます。

続きまして、申請番号4番です。権利の内容は所有権の移転になっており  
ます。土地は〇〇町にあります。田7筆、畑1筆の合わせて7239㎡です。「小  
作人が高齢のため、「耕作を継続できない」と言われた。また、遠方在住で、  
耕作・管理もできないため、親戚にすべて譲りたい。」ということで、所有権  
移転するものであります。農地の価格については、発生しておりません。申  
請地は、令和2年8月の総会で特例指定を受けた農地であります。

続きまして申請番号5番。権利の内容については、所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります田3筆畑3筆、合わせて4330㎡です。譲受人が「高齢で遠方在住のため耕作・管理が出来ない。また、長年小作で作ってもらっていたので、無償で譲りたい。」ということで、申請が提出をされております。申請地はすべて共有名義であり、譲受人は譲渡人の持分のみを譲り受けるということで、農地の価格は発生していません。

続きまして、申請番号の6番について説明をさせていただきます。権利の内容については所有権の移転です。土地は〇〇町にあります、田1筆、3894㎡。申請理由は申請番号5番と同様で共有名義のため持ち分のみ譲り受けるということです。以上、1番から6番は、全て3つの判断基準を満たしていると判断をしております。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

12番委員 3番の案件についてですが区の土地が雑種地や原野、畑合わせて2反ほどあってそこに近所の若い夫婦が家を建てたいので土地を相談したいと話があり、区としても草刈りなどの管理が大変で願ってもないこととして話がついた案件で、農地5筆のうち1筆がどうもできなくお父さんが購入されることになったものです。

会 長 他の案件について、地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による6件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による6件の許可申請については、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第4・第5条及び第5条の規定による許可申請》 —————

## 会 長

次に議案第2号、農地法第4条・第5条及び第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第4条・第5条及び第5条の規定による許可申請が7件提出されています。事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第2号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町の田8筆、畑4筆。面積が合計で13685㎡です。申請理由は、「法人所有の特別養護老人ホームを平成5年に整備し以降30年近く経過し、施設の老朽化が目立ち、改築の必要性に迫られた。現在の場所での建て替えを検討したが、仮設建物では身体的な弱者である高齢者を多数抱えている中での工事は困難であるとの判断にいたり、申請地への建設を進めることとした。」ということです。工事完了時期は、令和7年9月30日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町にあります畑1筆の面積が354㎡です。申請理由は「夫・子供1人の計3名で〇〇市内のアパートに住んでいるが、子供の成長に伴い、現在のアパートでは狭くなった。職場に近い武雄市内に一般住宅建設を計画していたところ、申請地取得可能となった。」ということです。工事完了時期は令和5年2月28日です。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

申請番号3番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります田2筆の合計面積377㎡です。申請理由は「現在、申請地に隣接する土地を資材置場として利用しているが、手狭になってきたため、隣接している申請地を資材置場として利用したい。」ということで工事完了時期につきましては令和4年11月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号4番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります畑3筆の合計面積133㎡です。申請理由は「現在居宅が建っている宅地のみでは二世帯住宅を建てるには狭いので、自己所有の農地と隣接する農地を購入し、二世帯住宅を建築したい。」ということです。工事完了時期につきましては令和4年12月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

申請番号5番です。権利の内容は所有権移転になっております。土地は〇〇町にあります田1筆の面積が118㎡です。店舗開業を考え、購入した宅地には駐車スペースが少ないため、駐車場として造成をおこなった。また、庭として利用していた部分が登記簿上農地であったため、地目変更をおこないたい。ということで申請が提出をされております。ここについては、既に工事完了している状態で地目変更のみとなっているため、始末書が添付をされ工事完了時期についてはございません。農地区分及び、許可基準の該当事項は、資料に記載のとおりです。

続きまして申請番号6番です。権利の内容は所有権移転になっております。土地は〇〇町にあります田1筆の面積80㎡です。現在市外のアパートに家族3人で住んでいるが、手狭になったので、父名義の宅地とそれに隣接する農地を譲ってもらい、住宅を建築したい。ということで、工事完了時期につきましては令和5年3月20日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

申請番号7番です。権利の内容は所有権移転になっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積12㎡です。測量をした際、住宅を新築した時に庭先のブロック塀が隣接地に越境していた事が分かり地目変更する。ということで、すでに宅地の一部となっており始末書を添付及び工事完了時期についてはなしとなっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。このうち1番の案件については、6月24日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

#### 調査委員会座長（〇〇番委員）

はい。それでは、調査委員会の報告を行います。令和4年6月24日午後1時30分から、B班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室にて調査委員会を開催し、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について審議しました。主な質疑は、議案第2号 申請番号1番の「介護保険施設」について「令和2年7月に今回の申請人による仮登記がなされていること」について質疑があり申請人から「計画の構想や農振除外の手続き等もあり農地転用申請までに期間を要する為、仮登記として権利の設定をおこなった。あくまで仮登記であり所有権を移転したものではない。所有権移転をおこなうには農地法の許可が必要であり今回申請をおこなっている」との回答がありました。

また、「申請地に〇〇の小作地がある」ことについて質疑があり申請人から「今シーズンの水稲はおこなっておらず、現在の現地は耕作されていない状態。しかし、契約上まだ期間中の為、解約について動いてもらっている。」との回答がありました。以上、申請番号1番の案件について、質疑等ありましたが、造成計画・土地利用計画等について、現地にて確認もできましたので、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

**会 長** ありがとうございます。て調査委員会の報告が終わりましたので、2番から7番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

8 番委員 6 番についてですが、父親名義宅地に家を建てるように計画したが駐車場分の面積が足りないので隣接する田を購入したいということで地主と話をされ地元の人だからいいですよということで話がついているので了承しました

会 長 他には無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。  
それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第 2 号 農地法第 4 条・第 5 条及び第 5 条の規定による 7 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 2 号 農地法第 4 条・第 5 条及び第 5 条の規定による 7 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第 3 号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に議案第 3 号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局からの説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。1 ページをご覧ください。こちらに「令和 4 年度第 5 号利用権設定計画（案）」を記載しています。

2 ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

〇〇町、田、再設定、2 件、4 筆、7,171 m<sup>2</sup>。

〇〇町、田、新規、3 件、6 筆、10,994 m<sup>2</sup>。畑、1 件、1 筆、8 4 7 m<sup>2</sup>。

再設定、2 件、8 筆、10,091 m<sup>2</sup>。

〇〇町、田、再設定、2 件、2 筆、4,503 m<sup>2</sup>。

〇〇町、〇〇町、〇〇町、なし

〇〇町、畑、新規、1 件、2 筆、9,042 m<sup>2</sup>。

〇〇町、田、再設定、2 件、3 筆、6,448 m<sup>2</sup>。

〇〇町、田、再設定、1 件、1 0 筆、6,052 m<sup>2</sup>。

となっております。3 ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については、1 1、1 2 ページに記載をしておりますので、ご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第 1 8 条 3 項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第 3 号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第3号の質疑をとどめます。  
議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

12番委員 12ページの〇〇さんの共有名義の土地の利用権設定が3条の所有権移転のため解除となっているが同じ共有名義の土地で〇〇さんの土地については解除の申請がないのはなぜか？

事務局 片方の方土地については利用権設定が出されていないため解除もないということです。

会 長 他にありませんか。他にないようですので質疑を止めます。  
議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

---

《議案第4号 武雄市非農地証明願申請》

---

会 長 次に議案第4号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について5件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは、議案第4号について御説明をさせていただきます。  
議案書の7ページをお開きください。  
議案第4号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑4筆の482㎡です。4筆につきましては、平成10年に桜の木を植樹し、木の植生により農地への復元は困難である。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。  
申請番号2番につきまして、土地は〇〇町にあります、畑1筆584㎡です。昭和52年頃、山の地すべりが発生し、現在まで耕作できなくなっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。  
続いて申請番号3番です。土地は〇〇町にあります、畑1筆234㎡です。約60年前より耕作放棄のため、雑木林状態になっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。  
申請番号4番につきまして、土地は〇〇町にあります、畑1筆266㎡です。約60年前より耕作放棄のため、雑木林状態になっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。  
申請番号5番です。土地は〇〇町にあります、畑1筆560㎡です。30年

以上前より宅地として利用している。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第4号、5件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号 武雄市非農地証明5件について原案どおり証明することに決しました。

---

**《閉会》**

---

会 長 それでは以上をもちまして、令和4年8月の農業委員会総会を終わります。